

資料 2

様式 1 (第2条関係)

平成25 年 5月 24日

長久手市教育委員会 御中

申請者 住所 長久手市 岩作城ノ内 60-1

団体名 長久手市郷土史研究会

代表者氏名 会長 中野 鉄也

連絡先電話番号



後援・推薦名義の使用に就いて(依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行 事 名	長久手市郷土史研究会設立30周年記念 歴史講演会
行事の目的	設立30周年を記念し、会員ほか一般市民に開放し、歴史を学ぶ
主 催	長久手市郷土史研究会
その他の後援 推薦依頼先	長久手市文化協会
開催の期日	平成25年 10月 5日
開催の場所	長久手市 文化の家 風のホール
入 場 料	無料
対 象 者	会員及び一般市民
前回の開催日	
内 容	講演 テーマ「小牧長久手の戦いが起こった理由を考察する」 講師 首都大学東京 准教授 谷口 央(長久手町史編纂委員) 開催時刻 午後2時～3時30分 本件、(公財)せとしん地域振興協力基金の助成によるものです。

※ 新規申請の場合は、会則、会員名簿、予算書、沿革等を添付すること。

※ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること。



30周年記念行事 予算書

資金調達・計画（収入）

記念行事積立金 420,429

定例・会報9月発行予定分 150,000

余剰金 25年度 100,000

記念誌売上金 140,000
10500円×140冊

せと信助成金 300,000

収入 計 1,110,429

記念行事・計画（支出）

1. 30周年記念誌発行

記念誌・印刷費 1,000,000

2. 記念行事計画

① 歴史講演会

講師謝礼・含交通 50,000

チラシ・パンフ 20,000

② 記念式典

記念品 30,000

諸雑費 10,000

支出 計 1,110,000

差引余剰金 429

以上

長久手市郷土史研究会 概 要

名称	長久手市郷土史研究会		
所在地	愛知県 長久手市 岩作城ノ内 60-1 (長久手市役所内・教育委員会 生涯学習課所属)		
代表者	会 長	中野 鉄也	
電話番号	0561-63-1111	(長久手市役所) 生涯学習課	
設立	昭和 58年 10月		
目的	長久手市の郷土の歴史を調査研究し、もって郷土文化の振興・発展に資することを目的とする。(会規約 第2条)		
事業(活動)内容	① 会報「牀床石」	年2回発行	
	② 長久手古戦場史跡ガイド	年30回前後実施	
	③ 学習会の開催	年3回実施	
	④ 研修旅行(日帰り)	春、秋、年2回	
	⑤ 文化展等への研究発表	年2回実施	
	⑥ その他	随時	
活動方法	上記の事業について、次の5委員会により適宜役割分担し、企画、立案、実施等により円滑に推進している。 委員は会員の希望によるものとし、委員会複数加入も可とする		
(委員会)	① 会報編集委員会	現在	8名
	② 史跡ガイド委員会	々	22名
	③ 学習委員会	々	9名
	④ 研修旅行委員会	々	6名
	⑤ 資料展示委員会	々	7名
入会資格	長久手市内在住の方に限る		
会員数	平成25年1月現在	68名	

以 上

長久手市郷土史研究会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、長久手市郷土史研究会と称し、事務所を市教育委員会内に置く。

(目的)

第2条 本会は、長久手市の郷土の歴史を調査研究し、もって郷土文化の振興・発展に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 郷土史の研究調査
- (2) 郷土の民俗に関する調査研究
- (3) 郷土史の調査研究の成果の発表と紹介
- (4) 郷土の民間伝承の収集と研究
- (5) 探訪・見学・学習会の開催
- (6) 市教育委員会委託事業その他必要と認める事項

(会員)

第4条 本会の会員は、会の目的に賛同し、郷土の歴史・民俗に関心があり、第3条に規定する活動に参加できる長久手市在住者及び在勤者とする。

第5条 新会員の入会は、会議の承認得るものとする。

(役員)

第6条 本会には、会員の互選により次の役員を置き、その任期は1年とする。

会長 1名 副会長若干名(内1名会長代行)
部長若干名 会計 1名 監事 2名

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 部長は、会の専門的活動グループの取りまとめを行う。
- (4) 会計は、会の経理を司る。
- (5) 監事は、会の会計を監査する。

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、会長が会議に諮って委嘱する。

第9条 会議は、総会、役員会、部会、及び委員会とし、総会及び役員会は会長が部会は部長、委員会は委員長が招集し主宰する。

- (1) 会議の議決は、少数意見を尊重しながら多数決で決め、可否同数の時は会長が決める。

第10条 総会は、次の事項を承認する。

- (1) 規約の改正
 - (2) 事業計画と予算
 - (3) 事業報告と決算
 - (4) その他重要な事項
- 2 役員会は、次の事項を承認する。
- (1) 規約の改正
 - (2) 事業の企画・立案
 - (3) その他運営に関する必要な事項
- 3 部会は次の事項を審議する。
- (1) 調査研究を委ねられた事項
 - (2) 事業の実施について会員への周知と要請
 - (3) 所属会員への会務の連絡と集約
- 4 委員会は次の活動をする。
- (1) 担当する事業の企画と運営
 - (2) 実施結果のまとめと報告
- 委員会の構成、活動内容は別に定める。

(経理)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金、市補助金及びその他の収入をもってあてるものとする

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第13条 本会の事業実施にあたり、その必要な事項は会長が役員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成4年4月1日より施行する。
- 2 平成17年4月24日 一部改正
- 3 平成18年4月23日 一部改正

長久手市郷土史研究会 会員弔慰規定 (内規 1)

(目 的)

第1条 この規定は、長久手市郷土史研究会の会員相互の親睦と緊密な連携のもと会員に給付する弔慰金等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(給付の対象及び額)

第2条 弔慰金の給付の対象及び額は、別表のとおりとする。

(雑 則)

第3条 この規定は、総会に諮って改正することができる。

別 表

1. 会員が死亡したとき、供花1基と香典(1万円)を贈り、代表者等で会葬する。

附 則

① この規定は、平成12年4月29日より施行する。

② 平成19年5月12日 一部改正

長久手市郷土史研究会 委員会規定 (内規 2)

(目 的)

第1条 この規定は、長久手市郷土史研究会の委員会構成と事業の分担、企画運営に関する事項を定めることを目的とする。

(構成 ・ 活動)

第2条 次の 5委員会を構成し、委員は会員の中から所属希望をとり、各委員会に若干名ずつ所属するものとする。

- 1 (1)会報編集 (2)研修旅行 (3)史跡ガイド
(4)全体学習(史跡清掃含む) (5)資料展示

2 各委員会に委員長を置く。

3 各委員会の活動は、次の表による。

委 員 会 名	活 動 内 容
会報編集委員会	会報を編集し、発行する。
研修旅行委員会	研修旅行及び親睦旅行を企画し、準備する
史跡ガイド委員会	要請により、事務局(社会教育課)及び依頼者と連絡をとり、史跡ガイドを務める。
全体学習委員会	学習会や講演会を計画し、運営する。 史跡清掃を計画し、運営する。
資料展示委員会	資料展を企画し、参加を要請する。

役 員

- 顧問 ① 福岡 鯨三
 " ② 浅井 鹿雄
 " ③ 石崎 義雄
 " ④ 加藤 武
 会長 ⑤ 中野 鉄也
 副会長 ⑥ 伊丹 桂
 " ⑦ 荒木 英夫
 " ⑧ 吉田 初美
 会計 ⑨ 山本 磯子
 監事 ⑩ 水野 竹芳
 " ⑪ 金田 紀代子

1 部 会

- 部長 ① 伊藤 善彦
 ② 鈴木 敏枝
 ③ 中野 十四夫
 ④ 福岡 英子
 ⑤ 横地 清
 ⑥ 加藤 毅
 ⑦ 青山 武光
 ⑧ 斉藤 誠

2 部 会

- 部長 ① 羽生田 正勝
 ② 山田 征治
 ③ 小林 元
 ④ 浅井 敏寛
 ⑤ 日比野 道代
 ⑥ 森 美保子
 ⑦ 高田 宣章

3 部 会

- 部長 ① 川本 統祥
 ② 川本 勝美
 ③ 永田 宏
 ④ 山田 太郎
 ⑤ 吉田 侖
 ⑥ 人見 昭
 ⑦ 寺島 英利 (新)
 ⑧ 竹澤 俊成 (新)

4 部 会

- ① 林 力三郎
 ② 築島 京子
 ③ 田中 義和
 ④ 水野 幾世
 ⑤ 伊東 澄子
 ⑥ 小林 恵
 ⑦ 松村 健
 ⑧ 北山 清昭
 ⑨ 荒川 勝頼 (新)

5 部 会

- 部長 ① 堀場 壽雄
 ② 川本 哲夫
 ③ 山田 八郎
 ④ 山田 善朗
 ⑤ 山田 幸弘
 ⑥ 小島 裕正
 ⑦ 山田 律長
 ⑧ 青山 和人

6 部 会

- 部長 ① 川本 勝幸
 ② 堀田 武
 ③ 藤野 隆也
 ④ 小島 驍
 ⑤ 大谷 浩士
 ⑥ 関戸 洋二
 ⑦ 川本 清
 ⑧ 山野 明男 (新)

7 部 会

- 部長 ① 寺島 雅俊
 ② 前田 勉
 ③ 長島 洋一
 ④ 加藤 君子
 ⑤ 中西 正
 ⑥ 野上 統生
 ⑦ 五十嵐 公司
 ⑧ 鈴木 正巳 (新)
 ⑨ 日比 卓雄 (新)

全 68 名

長久手市郷土史研究会 沿革

昭和 49 年	郷土愛好会 発足 当初10数名
昭和 52 年	長久手町教育委員会内に 長久手町郷土史研究委員会発足 委員12名
昭和 58 年	初期の目的を果たした為、長久手町郷土史研究委員会解散
昭和 58 年 10 月	長久手町郷土史研究会発足 前記の郷土愛好会及び長久手町郷土史研究委員会 有志20数名により長久手町郷土史研究会設立 初代 会長 福岡鯨三氏

昭和 59 年	長久手の方言	発刊
昭和 60 年	長久手の芸能	発刊
昭和 61 年	長久手の石造物	発刊
昭和 63 年	長久手の玩具	発刊
平成 1 年	長久手のむかし	発刊
平成 3 年	翔く長久手のあゆみ	発刊
平成 4 年	会報「胡牀石」 年2回発行開始 従来の単発、不定期発行を改め、会報定期発行とした	
平成 15 年 10 月	設立20周年を迎える	記念誌発行
平成 20 年 10 月	設立25周年を迎える	記念誌発行
平成 25 年 10 月	設立30周年を迎える	記念誌発行予定

碑石の建立

朝岡宇朝句碑	古戦場公園・仏ヶ根山上	昭和63年12月28日建立
猪鼻里謡碑	色金山下	
斎宮碑	北熊 神明社前	
岩作108塚碑	石作神社	
観音道碑	色金山・参道	平成3年3月
直会社歌碑	直会者	平成11年5月
合戦慰霊碑	色金山・参道	平成17年2月

歴代会長

初代会長	福岡鯨三	昭和58年10月～平成4年3月
2代会長	浅井鹿雄	平成4年4月～平成11年3月
3代会長	日比野	平成11年4月～平成13年4月
4代会長	石崎義雄	平成13年4月～平成16年3月
5代会長	加藤正時	平成16年4月～平成18年3月
6代会長	中野鉄也	平成18年4月～

長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準

(行事名 長久手市郷土史研究会設立30周年記念 歴史講演会)

審 査 項 目		判断(事務局。該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め、文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか		
	公序良俗に反するおそれがないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	映画等は、国・地方公共団体又は教育委員会の後援又推薦があるか(他で開催された実績があるか)		
	市民を対象とするものであり、一地区に限らず、会場が適切であるか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること		
	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか(予定、未定となっていないか)	○	
主催者について	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分であると判断できるか	○	